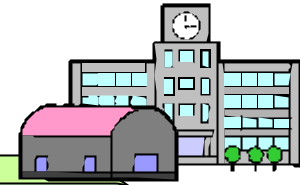


事業名	奨学金事業
主管課及び関係課(課長名)	高等教育局学生課(課長:戸渡速志)
上位施策目標	<p>施策目標 3 - 3 意欲ある学生への支援体制の整備</p> <p>達成目標 3 - 3 - 1 学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、基準適格申請者に対する貸与率の改善に努める。</p> <p>達成目標 3 - 3 - 2 奨学金を希望する者がより多くこれを受けられるよう、貸与人員の増員に努める。</p>
事業の概要	<p>奨学金事業については、現在、日本育英会がその業務を実施しているが、平成 16 年度からは日本学生支援機構において実施することとしている。奨学金事業は、「経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うことにより、教育の機会均等に寄与し、豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資すること」(日本学生支援機構法)を目的とするものである。</p> <p>次代を担う意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金を希望する学生支援のため、これまで同様、無利子奨学金及び有利子奨学金の仕組みを引き継ぎ、平成 16 年度においても、事業全体で貸与人員を増員するなど、学生のニーズや社会的要請に応じた事業の充実を図る。</p>
予算額及び事業開始年度	<p>平成 16 年度概算要求額: 684,238 百万円(事業費)</p> <p>(平成 15 年度予算額: 579,008 百万円(事業費))</p> <p>事業開始年度: 昭和 18 年度</p>
必要性	<p>奨学金事業は、教育基本法第 3 条第 2 項において、「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的な理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。」と定められており、国が責任を持って実施すべき施策である。</p> <p>奨学金事業については、意欲と能力がありながら経済的理由により進学を阻害されることがないように、学生に対する経済支援を行うことにより、教育の機会均等と人材育成の実現に重要な役割を果たすとともに、社会のセーフティネットとしての役割も担うなど、重要かつ基本的な教育施策である。</p> <p>特に、高等教育への進学意欲の高まりや昨今の長引く経済不況なども影響して、奨学金を必要とする学生は増加しており、更には、平成 16 年度創設予定の法科大学院学生への対応等、奨学金への新たなニーズも多々生じている。</p> <p>なお、経済財政諮問会議の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」、更には、総理施政方針演説等においてもその充実が明確に示されており、政府全体として奨学金の充実を努める必要がある。</p> <p>また、独立行政法人日本学生支援機構の設立に合わせ、学生課及び留学生課の組織を、奨学金業務を含め学生支援業務を総合的に推進・支援するための「学生支援・交流課」に再編成し、国としての基本政策の企画・立案の効率的・効果的な実行に必要な事務体制の強化を図るため、機構・定員要求を行っているところである。</p>
効率性	<p>奨学金事業を実施することにより、次代を担う意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学ぶことが可能となり、学生の修学機会の確保とともに、勉学に専念できる環境を整え、次代を担う人材育成に大きく貢献し、我が国の将来発展の基盤を整備することが期待できる。</p> <p>また、奨学金事業を通じて、学生の自立心や自己責任などの意識の促進を図るとともに、個々の目的意識と社会性や人間性を高めるといふ、教育的効果も期待できる。更には、高い教育的効果のみならず、少子化対策などの様々な社会的問題に対しても波及的効果を生むことを考えると、その実施は極めて効率的である。</p>

有効性	達成効果の把握の仕方 (検証の手順)	次代を担う意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金を希望する学生支援のため、奨学金が充実されたかを検証する。 具体的には、奨学金を希望する基準適格者への貸与率の向上に資するための量的充実の状況をもって効果を検証する。	
	得ようとする効果の達成見込みの判断根拠(判断基準)	これまでの奨学金事業においても、基準を満たす希望者ほぼ全員に貸与することで、次代を担う意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、学生の修学機会の確保とともに、勉学に専念できる環境を整え、次代を担う人材育成に大きく貢献してきている。 また、奨学金事業を通じて学生の自立心や自己責任などの意識の促進を図るとともに、個々の目的意識と社会性や人間性を高めるという教育的効果や、経済的理由により進学を断念することがないよう社会のセーフティネットとしての役割を担うなど、国民に安心を与えることにつながる。 よって、貸与人員を増員するなど、奨学金を希望する基準適格者全員に貸与することにより、これらの効果を得られるものとする。	
公平性、優先性	昨今の長引く経済不況の影響により、奨学金の必要性が高まっており、毎年奨学金を希望する者が増大していることや、我が国の将来発展を支える人材の育成は政府としても重要な課題であること等を考慮すると、教育の機会均等の実現と人材育成に資するための奨学金の充実が急務である。		
得ようとする効果及び達成年度	奨学金の充実により、奨学金を希望する基準適格者全員への貸与が実現し、次代を担う意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、教育の機会均等の実現と人材育成に寄与するという効果が得られるとともに、ひいては、社会経済活動全体の活性化への人的基盤整備に寄与することで、人材立国の実現を果たす。 また、我が国の将来発展を支える人材となり得る者が、経済的理由により進学を断念することがないよう、奨学金を受けられることによる社会のセーフティネットとしての役割を担うことで、国民の安心と勉学意欲の涵養を与える。	達成年度	
		毎年度	
備考	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人日本学生支援機構の設立に伴い、日本人学生と留学生に係る支援施策を統一的視点で捉え総合的に行うことを目的とし、学生課及び留学生課を統合して「学生支援・交流課」を新設する機構・定員要求を行っている。 本事業は政策群「若者・長期失業者の就業拡大」及び「少子化の流れを変えるための次世代育成支援」の一環としても位置付けられている。 		

奨学金事業の充実



施策目標 3-3 意欲ある学生への支援体制の整備

奨学金事業の必要性 社会的要請

- ▶ 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的な理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。(教育基本法第3条第2項)
- ▶ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月閣議決定)
- ▶ 法科大学院、少子化対策、若者自立 挑戦プランへの対応 等

教育の機会均等の確保と次代を担う人材育成の推進

教育を受ける意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく安心して学べるよう、貸与人員の増員、奨学金への新たなニーズに対応する等、奨学金の更なる充実を図る必要。

- 奨学金希望者のニーズに応えるための量的充実
- 奨学金を必要とする学生の期待に応えるための質的充実
- 社会的要請に対応した奨学金の充実

○学生のニーズや社会的要請に適切に対応しつつ、教育の機会均等と創造性豊かな人材育成の推進が期待

人材大国の実現

○昨今の長引く景気低迷により、奨学金のニーズが高まる

○学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べる

よう、奨学金の充実が必要

